特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	子育て世帯生活支援特別給付金事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、子育て世帯生活支援特別給付金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の

事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和5年10月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金事務						
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。						
③システムの名称	給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名							
子育て世帯生活支援特別給付	金ファイル						
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 101項						
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項第8号 別表第二 121項 <情報提供> 提供なし						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	子どもあんしん部ネウボラ課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							

子どもあんしん部ネウボラ課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年9月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価		重点項目部	平価書又は全耳	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ	(。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月17日	新規作成			事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 121項 <情報提供> 提供なし	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項第8号 別表第二 121項 <情報提供> 提供なし	事後	番号法改正
令和4年11月8日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 100項	番号法第9条第1項 別表第一 101項	事後	
令和5年10月18日	I -7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年6月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	